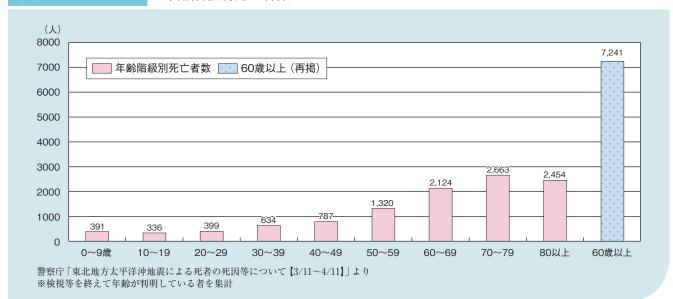
(4) 高齢者の自殺

平成21 (2009) 年の高齢者 (65歳以上) の自 殺者数は、男性が5,209人、女性が3,079人であっ た。依然として年間8,000人もの高齢者が自殺で 命を失っている (図1-2-6-14)。

(5) 東日本大震災における高齢者の被害状況

平成23年3月11日に発生した東北地方太平洋沖地震は「阪神・淡路大震災」を上回る未曾有の被害をもたらした。被害が大きかった岩手県、宮城県、福島県の3県で収容された死亡者は4月11日までに13,154人にのぼり、検視等を終えて年齢が判明している人は11,108人で、そのうち60歳以上の高齢者は7,241人と65.2%を占めている(図1-2-6-15)。





コラム1

• 高齢者の能力を活用したソーシャルビジネス

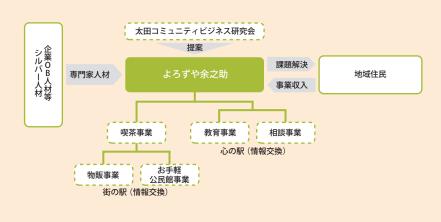


第1章第2節4「高齢者の就業」で見たように、我が国における高齢者の就業意欲は高い状態にある。 今後、労働力人口の減少と高齢化が同時進行することを踏まえると、高齢者が年齢にかかわらず、働き続けたり起業できる環境を整えることが重要である。ここでは、ソーシャルビジネスを支援するために経済産業省がとりまとめた「ソーシャルビジネス・ケースブック」から、高齢者が社会的課題に事業性を確保しながら取り組んでいる事例を紹介する。

信州西山地域の郷土食であった「おやき」を販売している株式会社小川の庄は、人口3、000人の長野県小川村において、地元の素材と伝統、高齢者の労働力を活用した「新しい村づくり」を目指して創業した。「集落一品づくり」(お年寄りが自宅の近くで働くことができるように集落ごとに工房を作ること)や「60歳入社、定年なし」(60歳以上でも入社でき、生涯現役で働き続けられること)を目標に事業を行っている。従業員は高齢者の技と経験を生かして楽しく働き続けている。



特定非営利活動法人「よろずや余之助」は、定年後に仲間と一緒に楽しくるでしたいという代表者の思いから結成され、雇用の増大や新たな産業の創出を目的に経済産業省が民産がした平成14年度市民活動活性化モデル事業(に採択されたことをきっかけに、コ



ミュニティ・カフェや地域の物品販売等の事業を開始した。カフェでは地域の人が気軽に相談できる 無料相談窓口が常設され、代表の同級生であった専門家が対応しており、相談ごとの中からイベント 事業など「よろずや余之助」の収益事業も生まれている。

これらは、地域のコミュニティによる結びつきを強化すると同時に、事業でも成果をもたらした事 例であり、今後の広がりが期待される。



日本、スウェーデンにおける家族介護者支援に関する動き



平成14(2002)年10月から19(2007)年9月までの間に、家族の介護・看護を理由に離職又は転職した人(前職が雇用者)は、約50万人であり、増加傾向にある。また、介護開始時に就業していた人のうち、約2割が介護開始当時の仕事を辞めていること、家族介護をしながら働いている人のほとんどが介護休業を取得せずに、年休、欠勤、遅刻、早退で介護に対応しているという調査結果もある。

我が国においては、高齢者の数も、その割合も、さらに上昇していくと見込まれており、それとともに、仕事と介護の両立という課題に直面する人も増加すると考えられる。こうした状況を受けて、介護休業制度に加え、昨年6月から新たに介護休暇制度が創設されたところである。

高齢化率が18.5% (22 (2010) 年)のスウェーデン では、介護を必要とする高齢者であっても、在宅介護サービス を受けながら自宅で暮らし続けるケースが多く、9割を超える高齢者が在宅で過ごしている。家族介護者への支援は、介護は社会的に行われるものという認識から重要視されてこなかったが、家族介護者の増加を背景に、家族介護者支援を求める声が高まり、9 (1997) 年には高齢者等の介護をする家族等への支援が地方自治体の努力義務とされ、21 (2009) 年には義務化された。また、国から地方自治体に対する助成が行われてきたこともあり、地方自治体による家族介護者支援は着実に進み、すべての地方自治体でレスパイトケア(家族介護者のための休養の提供等の支援)が提供されており、地方自治体によっては、24時間体制の緊急支援や一時預かりサービスを提供しているところもある。

14 (2002) 年時点で、65歳以上の在宅の要介護者のうち81%が家族からの介護を受けており、公的な在宅介護サービスのみという人は15%である。

子どもが親の介護を行う場合、仕事との両立が課題になるが、スウェーデンでは、もとより多様で柔軟な働き方が浸透しており、加えて、重い病気にかかった者を看護する(看取る)ための近親者介護休暇制度^{iv}がある。また、家族介護者への介護手当の支給や、一定の要件を満たす家族介護者については、地方自治体が雇用する制度もある。

我が国における状況をみると、介護保険により提供されるサービスや介護休業や介護休暇などを始めとするライフステージに合わせた多様で柔軟な働き方ができる環境づくりと併せて、家族介護者を支える民間団体による活動が広がりを見せている。

特定非営利活動法人「介護者サポートネットワークセンター・アラジン」(以下、「アラジン」)は、家族介護をする人の支援(ケアする人のケア)を目的に、平成13(2001)年に発足した(特定非営利活動法人として16(2004)年に認証。)。

介護が始まると、日々の介護による心身への負担感や社会からの孤立感を感じることが多い。しかし、ともすると家族介護は家庭内の問題であり、やって当然だという考え方に縛られて、家族介護をする人のケアやサポートの必要性が見過ごされてきた。こうした視点に立ち、「アラジン」では、東京都を活動の拠点にして、家族介護者のケアやサポートのしくみづくりを実践している。具体的には、①電話や訪問などによる家族介護者に対する相談・援助、②家族介護者を支援する人材の養成、③家族介護者の交流の場(介護者の会)の立ち上げや運営の支援とネットワークの推進、④介護者調査や研修・フォーラムの開催、などである。

こうした活動を続けてきた結果、15 (2003) 年の発足時は、会員は約80名だったが、今は155人にまで増えた。今後に向けて、「アラジン」の牧野史子理事長は、「心身ともに疲れ、経済的にも精神的にも追い詰められて逼迫した介護者が多い。介護者の実態を把握し、介護者の生活を支援するような法制度の整備を求めるとともに、市民ができる介護者を支えるしくみを各地域の中で作っていきたい」と語る。

家族介護者への支援基盤の充実を図るとともに、家族介護は家庭の中だけの問題ではないとの認識を社会全体に広めることで、より家族介護をしやすい社会環境が実現される。そのためには、こうした民間団体による活動の広まりが鍵になるだろう。

- i 「介護休業制度の利用状況等に関する研究」 労働政策研究・研修機構 2006年
- ii スウェーデンに関する記述は、以下の資料を参考にした。
 - スウェーデン社会省「ファクトシートNo.18 スウェーデンにおける高齢者介護」
 - スウェーデン保健福祉庁 [Care of older people in Sweden 2008]
 - Lennarth Johansson, the National Board of Health and Welfare "Family Care of Older People in Sweden: Current policy development", 2010
- iii 日常生活(買い物、調理、掃除、洗濯を始め、食事、入浴、着替えや起着床など)への支援といったホームヘルプサービスを中心に、訪問看護、外出支援、配食サービス、巡回やアラーム装置による見守り支援などのサービスが提供されている。
- iv 被介護者1人につき複数の介護者(親族、同居人、友人、隣人等)が取得可能。取得日数は60日間(のべ)。給与の80パーセントが「親族手当」として支給。

コラム3

高齢者の心を癒すアニマルセラピー



高齢者医療や福祉の現場において、動物との触れ合いから生まれる効果を活用する「アニマルセラピー」の取組が広がっている。

ケース I 日本動物病院福祉協会による CAPP 活動

JAHA(公益社団法人日本動物病院福祉協会)では、動物病院を中心として推進するアニマルセラピー(CAPP活動)として、高齢者施設、病院などを訪問し、高齢

者に動物の持つ温もりや優しさと触れてもらうボランティア活動を実施している。ボランティアに参加するのは各家庭で家族として幸せに暮らしている動物たちである。CAPP活動は昭和61 (1986) 年に始まり、これまでに1万回を超える訪問を実施してきた。関わったボランティアは9万人を超え、多くの高齢者の心を癒してきた。



ケースⅡ 「日本レスキュー協会」によるセラピードッグの派遣

特定非営利活動法人「日本レスキュー協会」では、セラピードッグメディカルセンターを設立・運営し、種を問わず犬たちを受け入れ、福祉施設等で高齢者の心と体を癒すセラピードッグとして活躍できるよう、高度な訓練を行っている。セラピードッグの派遣はこれまでに2,000回を超え、地震等で被害を受けた被災者の心を癒すため、被災地への派遣も行っている。



アニマルセラピーは、ペットとの触れ合いを通じて心の癒しにつながるものであるが、動物との触れ合いの効果は個人差もあり、環境や衛生面にも配慮して慎重に行う必要がある。

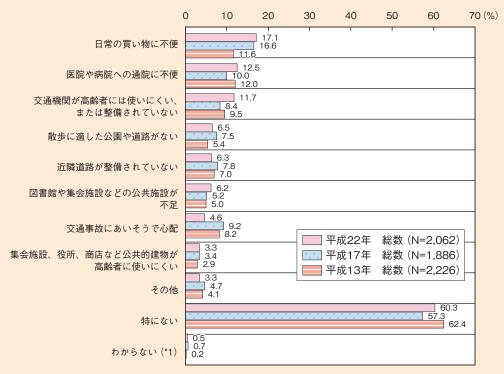
これらの応用は、様々な分野で試行的に行われている部分があり、今後の研究に期待が寄せられている。



買い物弱者への生活支援



60歳以上の人を対象として内閣府が実施した「高齢者の住宅と生活環境に関する意識調査」(平成22(2010)年)によると、「あなたがお住まいの地域で、不便に思ったり、気になったりすることはありますか」という質問の回答状況は、以下のとおりである。



(*1) 平成13、17年は「無回答」

回答をみると、「特にない」以外では、「日常の買い物に不便」と回答した人が最も多く、かつ、その割合が年々上昇していることがわかる。その地域の実情により日常の買い物に不便さを感じている人は高齢者に限らないが、特に高齢者には深刻な問題となっている。近年、こうした人は、「買い物弱者」あるいは「買い物難民」などと表現されており、経済産業省の研究会では、全国で約600万人いると推計されている。

こうした問題の解決に向けて、全国各地で取組が始まっている。その取組は、民間事業者等が自ら努力し、またその所有する資源や他の資源等を活用し、さらに地方自治体、他の民間事業者、地域住民等と連携しつつ行われているが、そうした取組を類型化すると、「買い物弱者」に対して、①買い物の場を提供する、②商品を届ける、③買い物の場への移動を支援する、という3つに分類することができる。

その具体的な取組事例を紹介する。

○「買い物の場を提供する」事例(熊本県荒尾市)

商店主らが企業組合を立ち上げ、空き店舗を活用して徒歩圏内の高齢者をターゲットとしたミニスーパーマーケットを開設し、近隣農家による野菜の産直販売等を行っている。また、店内に高齢者向けの休憩スペースを設けて高齢者の憩いの場となっている。

○「商品を届ける」事例(高知県土佐市)

高知県土佐市にある小売事業者は、昭和60 (1985) 年に移動販売を開始したが、その後の人口減少に伴い採算が悪化して事業撤退も検討したが、高知県からの補助をきっかけに事業を継続。県及び民生委員・児童委員協議会と協定を結び、商品を届ける際に、顧客に異常を見つけた際には民生委員に通報する役割を担うなど、公益的な機能を併せ持つことにより、商品販売に加えた社会的価値を創出。

○「買い物の場への移動を支援する」事例(青森県佐井村)

佐井村社会福祉協議会が実施主体(事業主体は村で、運営費を負担)となって福祉有償運送を実施し、近隣市町への買い物、通院に利用。運行者は、村民(有償ボランティア)及び社会福祉協議会職員。 タクシー利用よりも安く、また相乗りすると割安になる設定。

政府においても、経済産業省では「買い物弱者応援マニュアル」を作成し、「買い物弱者」応援を考えている地域住民、流通事業者、商店街・まちづくり関係者、地方自治体関係者向けに先進的な対策事例を紹介している。また、厚生労働省においても、市町村(地域福祉推進市町村)が地域の実情に応じた様々な手法で見守りや買物支援等を実施した場合に補助を行う「安心生活創造事業」を通じて、一人暮らし世帯等が地域で安心・継続して暮らせる地域づくりを支援する取組を行っている。

このような取組を通じて、本格的な高齢社会を迎えている我が国において、高齢者が安心して暮らせる地域社会を構築することが重要である。